

医 師 各 位

薬剤部

薬剤管理指導料（服薬指導）の包括同意について

平素より薬剤部の業務にご理解いただきありがとうございます。

薬剤師による入院患者への薬剤管理指導（いわゆる服薬指導/週1回・月4回まで）は、診療報酬の算定要件に医師の同意が必要となっております。

しかし、予め医師の同意を取得しておくなど病院全体での取り決めが行われていれば、患者ごとの医師の同意を省略できますので「入院患者への薬剤管理指導に関する医師の同意について」に同意していただき、薬剤部へ提出していただきますようお願いいたします。

記入内容

- ・ ☐ にしチェック
- ・ 診療科 および 署名
- ・ 同意日は 2026 年 4 月 1 日 または 入職日

(薬剤管理指導料に関する事務連絡)

当該保険医療機関において、あらかじめ取り決めを行っているように場合であれば、患者ごとの医師の同意は省略して差し支えない。なお、これらの場合においては、全ての医師がその旨を理解しておくとともに、医師が薬剤管理指導を不要とした場合の取り扱いを明確にしておくなど、医師の同意の下に適切な薬剤管理指導が実施できる体制を構築しておくことが必要である。

入院患者への薬剤管理指導に関する医師の同意について

薬剤師が行う入院患者に対しての薬剤管理指導（いわゆる服薬指導）の実施について同意します。

ただし、医師が指導不要と判断した場合は、病棟担当薬剤師または薬剤部まで連絡します。

☐ 上記に関して同意します

2026 年 月 日

科 氏名 印

（署名または記名捺印）